

3. 重点整備地区の区域及び特定経路の設定

3.1. 重点整備地区の区域設定方針

●バリアフリ-重点整備地区の区域設定方針

重点整備地区の区域は特定旅客施設を中心に高齢者、身体障害者等が通常、徒歩で移動できる徒歩圏（概ね 500m～1k m以内）において、地区の一体性（町丁境、主要な道路、河川等に区切られた地区を考慮）や以下に示す主要施設（※）の分布状況、既存事業の計画等を勘案して設定する。

（※主要施設）

- ・ 官公庁施設 ・ 文化、観光施設 ・ 運動施設、レジャー施設
- ・ 社会福祉施設（身体障害者等支援施設、保健福祉センター、老人福祉センター等）
- ・ 教育施設（聾学校、盲学校、小中学校、高校、大学等）
- ・ 都市公園（近隣公園、特殊公園、地区公園、広域公園）
- ・ 商業施設（店舗面積 1,000m² 以上の大型店舗）

3.2. 特定経路の設定方針

●バリアフリ-重点整備地区内の「特定経路」の設定方針

○特定旅客施設と主要施設を結ぶ移動経路を「特定経路」として設定する。但し、そのルートにおいて、バリアフリー基準を満足させる対策が現状において困難な区間がある場合、その代替経路を確保した特定経路において移動円滑化の推進を図る。また、「特定経路（目標年次までにバリアフリー化を実施する区間）」とともに特定経路を補完する「その他のバリアフリー経路（目標年次までにバリアフリー化を努力する区間）」を設定し、重点整備地区内の移動ネットワークの形成を図るものとする。

○熊本駅周辺地区では今後、九州新幹線整備事業、連続立体交差事業に伴う区画整理事業等の駅周辺の整備計画により町並みは一変し、計画中の都市計画道路がこの地区の移動経路としての役割を担うと考えられるため、これらの都市計画道路を「特定経路」として設定する。

「特定経路」

…特定旅客施設と主要施設との間の経路を構成する歩道の設置された道路、駅前広場、通路その他の施設（一般交通用施設）を特定経路といい、目標年次までに、バリアフリー化の完了する経路である。

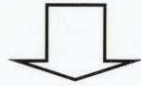
「その他のバリアフリー経路」

…現状では目標年次までのバリアフリー化に困難が予想され、特定経路には位置付けできないが、重点整備地区内の移動ネットワークの形成を図るうえで必要性が高い区間であり、できる限りのバリアフリー化を努力する経路である。

●熊本駅周辺地区：重点整備地区の区域及び特定経路の設定

○重点整備地区の区域設定

- ・駅周辺には主要な施設が少なく、現状では施設を含む区域の設定には無理がある。
- ・北西側の花岡山、万日山、東側の白川と地形的な要因による移動の制約は高いと考えられる。
- ・白川以东の熊本駅 1km 圏域には主要な施設はほとんど、立地していない。



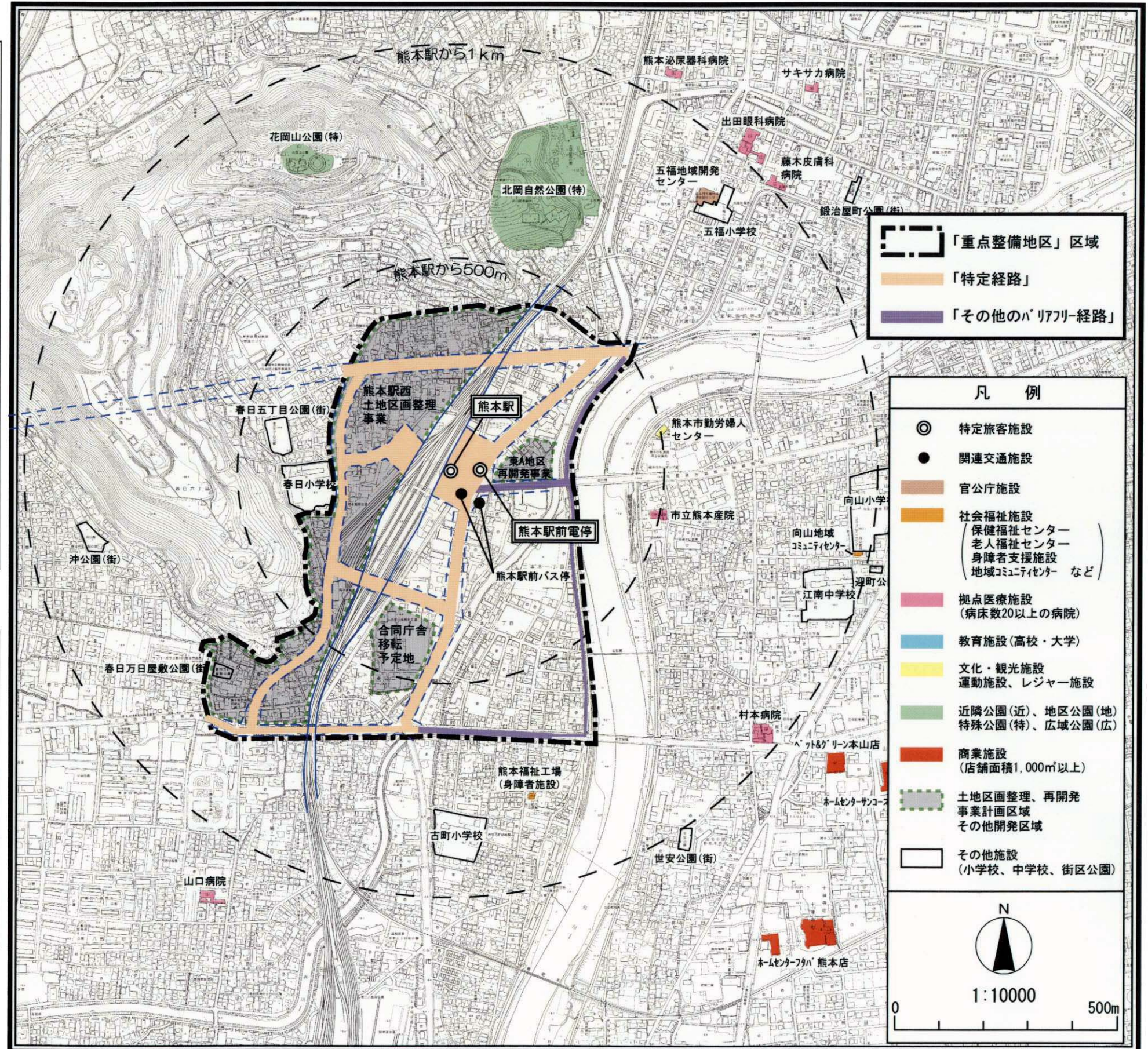
以上を踏まえ、当該地区では熊本駅周辺整備計画等で土地利用が大きく変わる街区を中心に将来の施設の集積等を想定し、重点整備地区を設定する。

北及び西は熊本駅西土地区画整理事業区域境、南は（都）熊本駅城山線、（都）二本木小碓線、東は白川をそれぞれ境とする区域を重点整備地区として設定する。
特定旅客施設である熊本駅から概ね 500m の範囲とする。

○特定経路及びその他のバリアフリー経路の設定

熊本駅周辺整備計画の中で、熊本駅東側に位置する（都）熊本駅北部線、熊本駅城山線及びその西側の都市計画道路については、土地区画整理事業等のまちづくりの進捗に伴い、今後、高齢者、身体障害者等により利用される施設の集積や歩行者数の増加も予想されることから、「特定経路」として設定する。

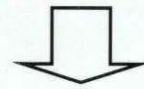
また、電車通り以东白川間の幹線街路である産業道路（（都）熊本駅新外線）、（都）二本木小碓線及び自転車歩行者専用として利用されている白川右岸側道路については、区域の移動ネットワークの形成を図る「その他のバリアフリー経路」として設定する。



●健軍町電停周辺地区：重点整備地区の区域及び特定経路の設定

○重点整備地区の区域設定

- ・健軍町電停 1km 圏域の主要施設として、南側では健軍商店街、健軍文化ホール、熊本市動植物園、庄口公園、北側では県健康センター、東老人福祉センター、自衛隊病院、東警察署、県立第二高校、県立盲学校、県立聾学校があり、これらの施設を含む区域の設定が必要である。
- ・当該地区の道路では比較的歩道のバリアフリー化が進んでいる区間が多いが、特定旅客施設（健軍町電停）を含む（主）熊本高森線と連絡する移動ネットワークの形成が不十分と考えられる。



以上を踏まえ、当該地区では特定旅客施設（健軍町電停）から 1km 圏域内の主要施設を含む街区や移動ネットワークの形成が期待できる街区を重点整備地区として区域設定する。

北は（主）熊本益城大津線、西は市道尾ノ上 2 丁目健軍 1 丁目線～健軍 2 丁目第 18 号線、南は市道湖東 2 丁目若葉 3 丁目第 1 号線～東野 1 丁目沼山津 1 丁目第 1 号線、東は市道東本町東町第 2 号線を境とする区域を重点整備地区として設定する。特定旅客施設である健軍町電停から概ね 500m～1,000m の範囲とする。

○特定経路及びその他のバリアフリー経路の設定

特定旅客施設（健軍町電停）を中心に周辺主要施設への移動経路を、「特定経路」として設定する。

重点整備地区内の「特定経路」を補完し、または、特定旅客施設と主要施設との経路においてバリアフリー化整備済区間とともに、移動ネットワークを形成する等、地区の移動ネットワークの形成を図るうえで必要な区間を「その他のバリアフリー経路」として設定する。

